

平成18年4月から9月までの間における
介護給付費等の請求事務に係るQ & A (vol.2)

Q 激変緩和加算については、利用者から利用者負担相当額を徴収しないこととされているので、10割給付になるのか。

A 施設訓練等支援費は、激変緩和加算も含め、9割給付である。

法律上は、指定施設支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲において市町村が定める基準により算定した額から、当該算定額の100分の10に相当する額を控除した額を支給することとされており、加算も通常要する費用に含まれることとなる。

Q 激変緩和加算に係る9割給付の請求は、具体的にはどのように行うのか。

A 激変緩和加算に該当するか否かは、「施設訓練等支援費・特定入所者食費等給付費請求書等の記載要領について」（平成18年4月3日障発第0403006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の別紙3で提示した「激変緩和加算に係る利用実績記録票（様式4）」（以下「様式4」という。）の整理（該当する場合のみ作成）に基づいて確認し、該当する場合は当該加算額を算定されたいが、具体的な請求は、次のとおり行うこと。

- ① 激変緩和加算に係る算定単位額を「施設訓練等支援費・特定入所者食費等給付費明細書」（様式第六）の費用の額計算欄に以下のとおり記載する。
 - ・ サービス内容 各指定施設支援に係る激変緩和加算のサービスコード及びサービスコードの名称（激変緩和）
 - ・ 算定単位額 様式4で算出された算定単位額
 - ・ 算定日数 当該請求に係る利用者の本体報酬（所定単位数）の算定日数と同じ日数
 - ・ 当月算定額 算定単位額に算定日数を乗じた額
- ② 利用者負担額等計算欄の予備欄（利用者負担額等の内訳が空白の行）に「激変緩和加算に係る利用者負担相当額」と記載し、当月算定額欄に①に記載した算定単位額の100分の10相当額（1円未満切り捨て）に算定日数を乗じた額を記載する。（※）

なお、予備欄に高額障害福祉サービス費移行額を記載する必要があるため、利用者負担額等計算欄の記載欄が不足する場合は、同通知の別紙1のⅡの1の（2）に記載する費用の額計算欄が不足する場合の取扱いに準じ、明細書の所定欄に何枚中の何枚目であるかを

記載し、複数の明細書に分けて明細の記入を行うこと。また、その場合、当月利用者負担額等合計欄は一枚目にのみ記載すること。

(※) 実際には利用者から徴収しない額なので、通常の利用者負担額とは分けて記載する。当該記載により、激変緩和加算に係る施設訓練等支援費は9割給付となる。

③ 施設は、各市町村への請求書に様式4の写しを添付する（各市町村に1通で可）。

なお、システム処理の都合上、上記方法による対応が困難な場合は、明細書の費用の額計算欄の算定単位額欄に激変緩和加算の算定単位額の100分の90相当額（1円未満切り上げ）を計上し、利用者負担額等計算欄には、当該加算に係る利用者負担相当額を計上しない取扱いとすることも差し支えない。ただし、その場合は、できるだけ広域的に請求ルールを統一し、関係施設に取扱いを周知徹底するよう配慮願いたい。（平成18年10月サービス提供分からは、当該加算に係る請求方法については、システム処理を念頭に置きつつ、いずれかの方法に取扱いを統一する予定。）